

松が丘片山町会子ども会規約

- 第 1 条 本会は、松が丘片山町会子ども会と称し、事務所を中野区松が丘2丁目27番1号松が丘片山会館に置く。
- 第 2 条 本会は、松が丘1丁目、2丁目(一部を除く)に居住する子ども(中・小学生)及びおとなで組織する。
- 第 3 条 本会は、松が丘片山町会に居住するすべての子どもに対し、良い環境の中で心身ともに健やかに成長できるように側面から助成し、子ども会の発展をはかることを目的とする。
- 第 4 条 1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
(1) 子どもをめぐる問題についての話し合い
(2) 子どもの問題に関する研修会
(3) 子どもをめぐる環境の改善
(4) 子どもを理解するための活動
(5) 子どもたちが、自主的に活動する機会や場をつくり、側面から援助する。
2. 本会は、前項の事業を行うほか、他の青少年育成団体と相互に協力して、会の目的達成をはかっていくものとする。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
会長……1名
副会長……3名
会計……2名
書記……2名
この他、相談役を若干名置くことができる。
- 第 6 条 役員の選出は、次の方法による。
1. 会長は町会で選出し、町会長がこれを委嘱する。
2. 副会長・書記・会計は各地区で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第 7 条 役員の職務
1. 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに諸会議を招集し、諸会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 書記は記録の作成及び管理、通信の任に当たる。



4. 会計は区及び町会の補助金等の会計事務の任に当たる。
会計事務処理の際は、町会の会計と連携の上行う。

- 第 8 条 役員の任期は2年とする。ただし、5期までは再任を妨げない。
- 第 9 条 本会に世話人を置く。世話人は各学区ごとに選出する。(学校地区班委員)
- 第 10 条 本会の会議は次のとおりとする。
役員会……会務の執行等について協議する。
世話人会……世話人及び役員で構成し、本会の活動に関する情報交換や連絡協議を行う。
- 第 11 条 世話人は地域内の連絡や意見のとりまとめ等の責任者となる。
- 第 12 条 本会の経費は区補助金及び町会の予算をもってこれに当てる。
- 第 13 条 本会の会計監査は、町会の会計監査が行う。
- 第 14 条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 附 則 本会の規約は、平成5年4月1日から施行する。